

## 中国出願における公知常識（公知技術）の挙証について

2008年7月、中国専利局の電気分野の関連部門と中華全国専利代理人協会との業務交流会が開催された。今回の交流会で、公知常識の挙証について検討した。

発明特許出願の実体審査段階において、合理的に行政効率のバランスをとるために、出願人が異議を申し出ない場合には、審査官は審査意見において言及した公知常識について挙証する必要はない。出願人が、審査官が引用した公知常識に異議を申し出た場合、審査官はその理由を説明し又は挙証し証明しなければならない。

また、全ての公知常識について挙証が必要ということでない。最高人民法院の「行政訴訟証拠の若干問題に関する規定（略称、行政訴訟証拠規定）」の第68条には、以下のよう

に規定されている。

- 以下の事実については、法廷は直接、認定することができる。
- (一) 周知の事実
  - (二) 自然法則及び定理
  - (三) 法律の規定に基づき推定された事実
  - (四) 既に法に基づき証明された事実
  - (五) 日常生活の経験則により推定される事実。